

## マテリアリティ10

## コンプライアンスの徹底



## 重要と考える理由

企業を取り巻くグローバルな社会情勢は急速に変化し続け、突如、感染症パンデミックのような予期せぬ事態が起こることすらあります。いかに時代が移り変わろうとも、企業倫理、法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たしていく点に変わりはありません。

ひとたび不祥事が起これば、それに伴う信用失墜により企業存続の危機に瀕する例は枚挙にいとまがありません。このため、国際的なガイドラインや指針を踏まえ、不祥事を未然に防ぐのはもちろん、広い意味でのコンプライアンス体制を強化させ、適切なリスク評価や教育を併せて実施することが重要です。

## コミットメント

「ニコン行動規範」は、「信頼と創造」の理念に基づくグループの基本的な規範です。ニコングループで働くすべての従業員が日々の業務活動においてコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、法令、会社のルールおよび社会規範を遵守する上で、常に高い倫理観を持って誠実、適切に判断し行動するための規準を示しています。この行動規範は、グローバル・ガバナンスを強化し、国際社会の期待に応えていく礎でもあります。継続して行動規範を教育し定着を図り、法令遵守を含む誠実な行動により、社会の信頼に応える企業をめざします。

企業理念である「信頼と創造」、経営ビジョンである“Unlock the future with the power of light”を具現化させ、社会の持続的な発展に貢献していくために、私は「ニコン行動規範」の実践によるコンプライアンスの徹底を求め続けます。

代表取締役 兼 専務執行役員  
経営管理本部長 小田島 匠

2031年3月期目標(めざす姿)	ニコンとして取り組むべきこと	関連するSDGs	2022年3月期目標	対象範囲	実績
ニコン行動規範が定着し、法令遵守を含む誠実な行動を行うことで、社会からの信頼に応える企業となる	法令、規範、倫理の周知と教育の実施	16.5	行動規範を浸透させるための冊子の内容を見直し、教育を実施する	ニコングループ	解説部分の改訂を行い、国内では2022年3月期に行動規範全般についてのeラーニングを実施した。海外は、地域の統括拠点ごとにテーマを選び行動規範の啓発活動を行った
			贈収賄防止に関わる各国法律・ガイドラインの改正などの情報収集を行い、ニコングループ贈収賄ガイドラインのレビューを実施する	ニコングループ	贈収賄防止に関わる主要な法令の最新情報を確認し、現行の贈収賄防止ガイドラインで網羅されているため改定は不要と判断した
			倫理ホットライン(報告相談制度)の定着を図る	ニコングループ	通年のコンプライアンス教育により報告相談制度を改めて周知、国内では10月の従業員意識調査でさらに定着を図った

## 【活動方針】

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

## 【体制】

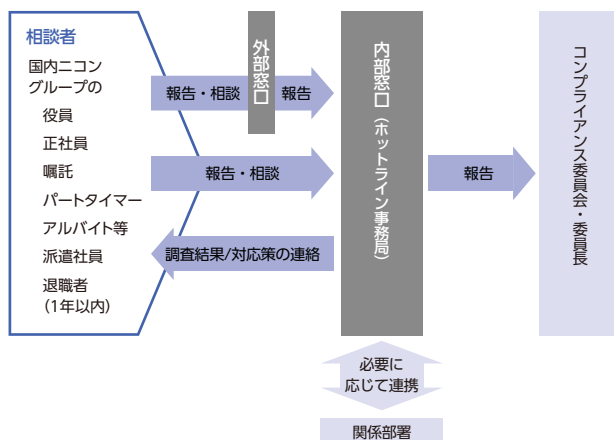
- コンプライアンス委員会



して運営しています。

なお、ニコングループでは、全従業員が閲覧可能な行動規範の解説冊子やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

#### ● 報告相談制度(国内)の流れ



#### ● 報告相談制度の利用実績(2022年3月期)

(単位:件)

	相談件数
国内ニコングループ	26
うち、人権関連(ハラスメント、労働など)	23
海外グループ会社	6
うち、人権関連(ハラスメント、労働など)	3

## 推進活動

活動・実績

### グループの役員・従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。

2021年12月開催のコンプライアンス委員会では、ニコン常勤役員を含む委員23名を対象に、専門の弁護士によるコンプライアンスセミナーを開催しました。セミナーでは、変わりゆく社会の中でのコンプライアンスや企業と役員との責任、内部通報制度などをテーマとしました。

グループの従業員には、集合研修やeラーニングを利用した教育を実施しています。2022年3月期は、コンプライアンス推進担当者によるハラスメントなどの職場教育の展開や、行動規範全般についてのeラーニングを国内ニコングループにおいて実施しました。海外グループ会社では、「ニコン行動規範」の浸透のための教育・浸透活動を継続的に実施しています。また、海外では、地域統括会社为主导し、ハラスメント・差別防止、贈収賄防止、競争法などの教育を実施しました。国内で実施した意識調査で行動規範の浸透度が低下していた結果を受け、2023年3月期は行動規範の参照の機会も増やす啓発活動を検討・実施していく予定です。

このほか、ニコングループの全従業員に向けたニュースレターの中で、世界規模で報道されているコンプライアンス関連のニュースを取り上げながら、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

### グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコンおよび国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2022年3月期は、国内ニコングループを対象に意識調査を実施し、10,308名が回答しました(回答率95.1%)。コンプライアンスへの意識や取り組みは引き続き高い結果でしたが、ニコン行動規範の浸透度は2021年3月期に実施した調査より低い結果となりました。コロナ禍における働き方の大きな変化が影響を与えていると考えられます。

この意識調査の結果は、2021年12月開催のコンプライアンス委員会に経年比較を交えて報告しました。また、ニコンの各部門および国内グループ各社に調査結果とともに改善要望をフィードバックし、これをもとに各部門および各社は改善に取り組んでいます。

こうした取り組みを通じて、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立しています。

## 贈収賄防止

[考え方・方針](#)
[体制・仕組み](#)
[活動・実績](#)

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に改めて発信するため、経営委員会の承認のもと「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。この方針を遵守するため、コンプライアンス室が統括し、海外の地域統括会社を中心に、地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、方針を遵守するために必要となる接待・贈答、寄付などに関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが、地域の特性を反映し、まとめられています。

具体的には、公務員に関連する支出などは、書面による申請・承認手続を徹底し、ファシリテーションペイメントは原則禁止としました。また、仲介業者などの第三者との取引開始時、ニコン贈収賄防止方針を周知し、契約においては、贈収賄禁止に関する条項を定めることを原則としています。リスクが高いと判断される場合には、所定のチェックリストにより確認を行う体制としています。

コンプライアンス室と海外の地域統括会社は、贈収賄防止に関する手続きの周知や教育を継続的に実施しています。また、ニコングループ各社では、毎期末、自主点検シートにより贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2022年3月期は、米州および韓国において贈収賄防止に関する教育を実施しました。なお、ニコングループでは、この期間に贈収賄防止関連法令違反の事例は生じておりません。



ニコン贈収賄防止方針

[https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/governance/compliance/anti-bribery\\_policy.pdf](https://www.jp.nikon.com/company/sustainability/governance/compliance/anti-bribery_policy.pdf)

## 競争法違反防止

[考え方・方針](#)
[体制・仕組み](#)
[活動・実績](#)

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。各国の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、競争法教育を継続的に行ってきましたが、2014年以降、この取り組みを一層強化しました。毎年継続して教育を実施することで、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の防止に努めています。

なお、2022年3月期にニコングループにおいて競争法違反の事例は生じておりません。

### 競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコンのコンプライアンス室が担当し、国内ニコングループは同室が教育を担当しています。海外においては、各法務拠点および各グループ会社が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

2022年3月期においても、前年度に引き続き、国内ニコングループではeラーニングを実施し、海外では各社の事業内容によるリスクを踏まえた教育を実施しました。

## 不正行為への対応

[活動・実績](#)

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2022年3月期、ニコングループにおける不正行為等に基づく懲戒処分は計6件となり、それぞれ関係する当事者(計9名)および管理監督者(計9名)への処分が行われました。当該処分案件には、ハラスメントおよびこれに準じた行為に関するもの2件が含まれます。

なお、ニコンでは不正行為の再発防止のため、ニュースレターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。